

広報 町 刊

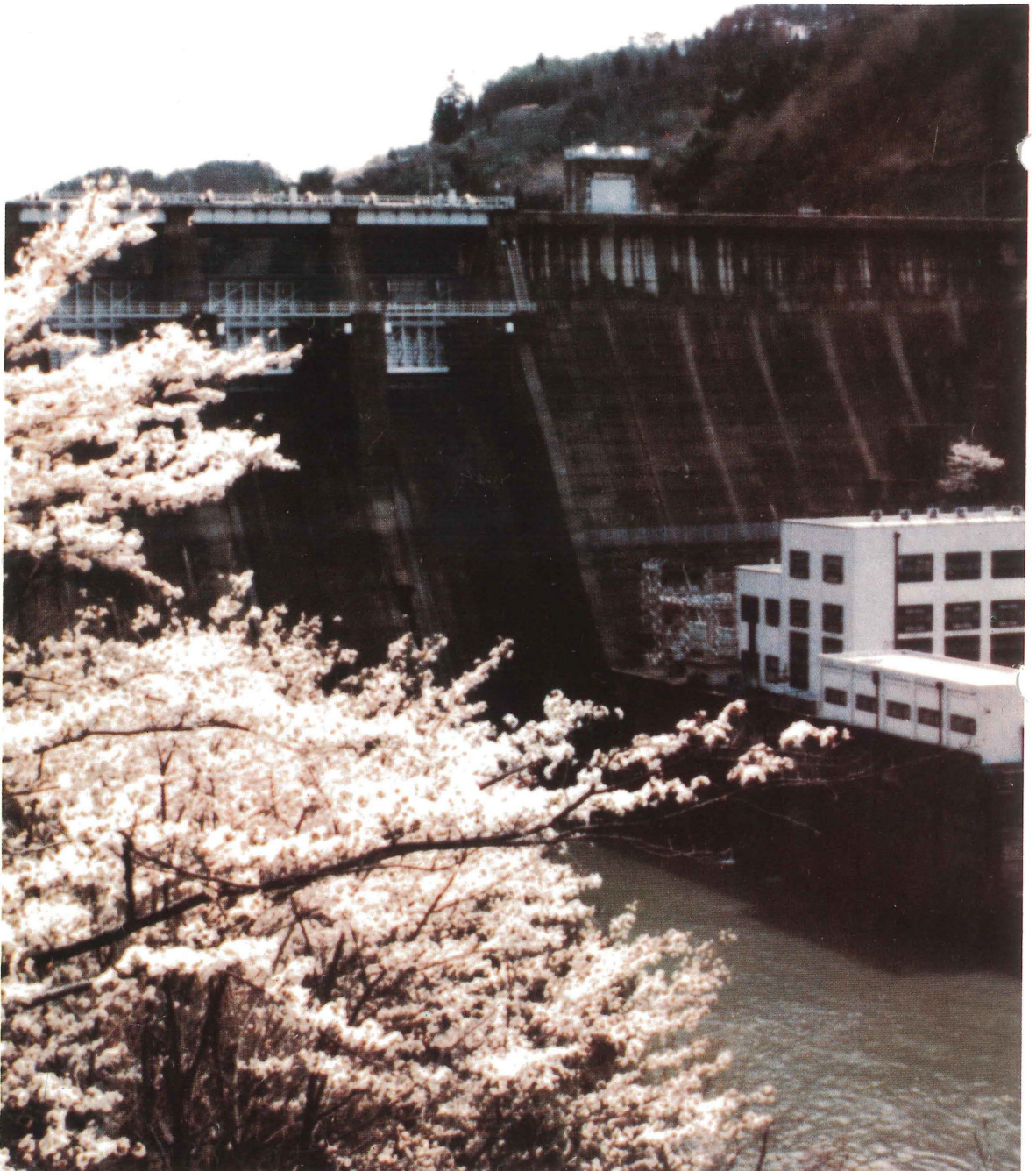
4月号

人 口 4,062人

(男 2,006人
女 2,056人)

世 帯 数 1,098戸

—昭和54年 3月31日現在—



昭和五十四年度当初

教育・農林・生活基盤を重点に

積極型予算

昭和五十四年度の肱川町の台所をまかなう予算は、去る三月一日に招集された第一二五回肱川町議会定例会において提案され、協議会・常任委員会などで六日間の審議を経て、同一七日に可決成立しました。(表1)

私たちがくらしに直接関係の深い肱川町の予算が、どのような方針で編成され、どんな仕事を

が組み込まれているか、その概要を見ることとしましょう。

予算編成の

基本方針

昨年に引き続いて『町民に密着した事業を効果的に進めるため、また均衝のとれた町の進歩をはかる』ため、肱川町振興計画を基本とした昭和五十四年度の振興計画に基づいて、当初重点の積極的予算として編成されました。

主要な施策と

事業費

昭和五十四年度の主要な施策として次の五項目の柱を立て、それぞれ振興をはかることとしています。

- 一 町民の生活基盤を拡充整備する。
 - 町道の新設・改良・舗装、交通信号網の整備のために(一億五、二〇〇万円)
 - 消防、防犯、交通安全のために(七〇〇万円)

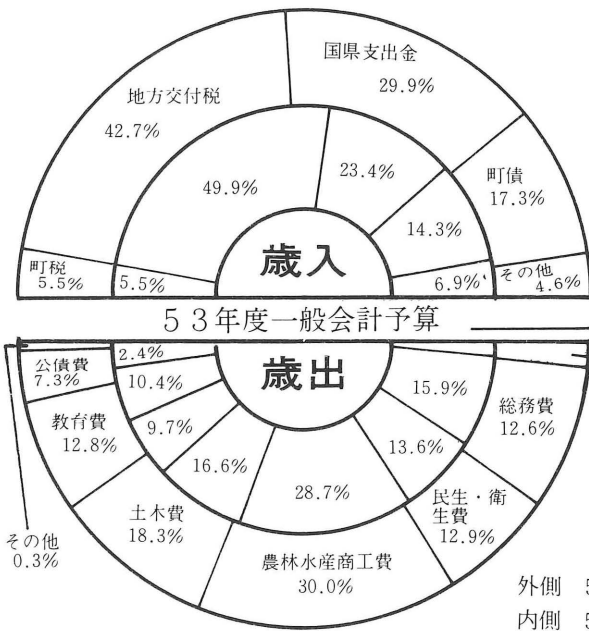
- 二 地域産業振興のための経営基盤を拡充整備する。
 - 農林道の新設・改良・舗装のために(四、一四二万円)
 - 地方改善事業のために(七、六三七万円)

- 三 教育文化、スポーツの振興を図る。
 - 幼児教育を整備拡充するために(二、四四三万円)
 - 学校教育と教員住宅の整備のために(二、四五〇万円)
 - 集会所の整備のために(一、五〇〇万円)
 - 体育振興のために(三三三万円)

- 四 大型事業の促進をはかる
 - 過疎林道推進のため(二〇〇万円)
 - 大地橋架橋のため

- 三 企業誘致のために(五〇〇万円)
- 四 広報、広聴活動を更に充実するために(二五六万円)

表4 一般会計歳入歳出費目別割合



一般会計の予算額は、一一億九、九〇〇万円です。これは、新農業構造改善事業をはじめることや、幼稚園舎の新築、教員住宅の新築などのほか、町が独自に進める農林業振興事業費の増額によるものです。(表2)

一般会計
二億三、五〇〇万円
の増加

3) のとおりです。主な事業内容と事業費は(表

外側 54年度
内側 53年度

五つの特別会計

国民健康保険特別会計及び学校給食特別会計、車輛特別会計は、ほぼ昨年度並みで特別のものはありませんが、簡易水道特別会計は、昨年度二億円以上の大事業があつたため大巾な減となりました。

又住宅新築資金特別会計については、本年度は、個人からの償還金の扱いがあるだけですのて小額となっています。

事務的経費

の節約

近年、国も地方公共団体も一様に財政状態は、きびしくなつて来ております。このため、役場や学校で使用する事務的経費は、最低限にとどめるよう努力しています。

表2

主な町単独事業 (54) 単位：万円

小規模基盤整備	200
しいたけ原木対策	300
土づくり対策	100
主要連絡道新設	200
生コン現物給付	700
ブルドーザー事業補助	500
敷砂利補助	300
道路整備員賃金	500
グレーダー運行費	500
新規産業開発費	50
緊急対策事業費	70
きゅうり補償費	70
計	3,490

表3 主な事業と予算

(単位：万円)

部 門	主な事業	予算額	部 門	主な事業	予算額	
総 務	広報広聴	119	農林水産	結婚相談	18	
	緊急対策	70		産業振興対策	765	
	防 犯	44		地域農政特別対策	2,908	
	交通安全	207		新農構事業	15,692	
	町民運動	86		土地改良事業補助	4,470	
	放送施設	421		農道新設	5,562	
	集会所	1,472		林業振興	639	
				水産振興	12	
民 生	重要心身障害者医療	114	商工観光	商工振興	181	
	老人検診	262		観光施設	1,429	
	ホームヘルパー	185	土 木	道路維持	1,008	
	老人医療	2,238		道路新設	200	
	国民年金	190		道路改良	3,300	
	地方改善事業	5,562		道路舗装	9,230	
	児童手当	1,444	簡易舗装	700		
	母子福祉	53	教 育	教員住宅	2,250	
	創作館運営	154		幼稚園舎	2,443	
	高額療養費	30		夜間照明	190	
衛 生	歯科診療	232	消 防	プール給水	200	
	0才児医療	56		消防施設	519	
	薬剤費	78	常勤消防費	2,371		
	検診委託料	133	繰 出 金	車輛会計	420	
	環境衛生剤	142		国保会計	200	
	母子栄養	26		簡水会計	498	
				給食会計	1,463	



集音マイク

○ 高額所得者四名が納税相談に来庁。所得税の確定申告書を提出され、新年度は一層の増収入を得たい意欲充分である。

○ 肱川中学校卒業生七十七名の若人は九一%が進学、九%が就職、肱川町の担い手として帰郷されるよう願う。

○ 五つの小学校の卒業生は五三名、大望の中学校へ進学する、少年式も近い、すこやかに成長されるよう両親と共に祈る。

○ 五四年度予算等審議、一五人の議員の町理事者は町民のための

政策実施を討議する。町議員の任期満了、有終の美を飾って新しい年を迎える。

○ 機構改革により人事異動を内示、五四年度より心を新たに新施策と取り組む。

○ 愛媛県議会議員選挙が始まる、喜多郡は立候補者岡田己宣氏一人の届出だったため無投票となった。

○ 中央簡易水道施設の完成検査が終る。これで水不足であった地区町民は大喜びである。

○ 老人の相互交流、老人の生活技術開発、共同でいきを見い出す老人創作館が完成。

「地方債」

地方債は、地方団体(市町村)が歳出の財源として国の資金運用部、市中銀行などから借り入れる長期の借入金です。

地方債は、後年度の財政運営に負担を及ぼす地方団体の資金です。から、建設事業費の財源、出資金、貸出金の財源、公営企業の経費の財源など、一定の事業の財源として発行する場合に限り認められており、いわゆる赤字地方債の発行は原則として禁じられています。

また、地方債の発行については、自治大臣または知事の許可が必要とされています。

地方債の増加は、地方団体の財政運営上決して好ましいことではありませんが、最近の地方財政の悪化に伴い、その発行額は年々増加しています。

昭和五三年度の地方財政計画上は、四兆円(歳入の一・二%)の発行が見込まれており、地方税、国庫支出金、地方交付税に次ぐ主要な財源になっております。

肱川町では、今年度高令者創作館・集会所・栗集荷所建設事業、消防施設整備事業、道路の新設・改良・舗装事業、簡易水道事業等の財源に地方債をあてています。また、和昭五二年度の地方債発行は、一億四千八百四十万円で、歳入全体の一五・六%を占めています。

高齢者創作館が完成

老人クラブ会員が日直

旧役場跡に建設中でありました高齢者創作館がこのほど完成し、開館されることになりました。

この創作館は、町内の高齢者（おおむね六〇才以上）の皆さんが、誰でも、いつでも、自由に立ち寄って休んだり話し合ったりしよう。

また、楽しい創作活動を通じて生きがいを求めよう。

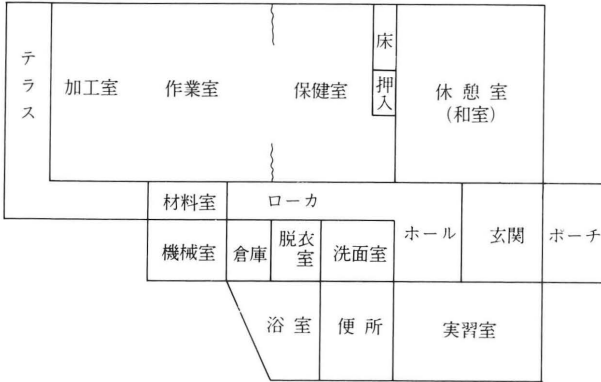
さらに、軽い運動をしながら健康づくりを行い健康の保持増進に努めようという、つまり生きがいと連帯と健康という三つの目的をもつて、高齢者の皆さんの日常生活の改善充実を図るために設置されたものです。したがって、この創作館にはそれぞれの目的をもった活動が容易に出来るように、談話室、

保健室、作業室、実習室等が完備され、いつでもこれらの部屋が自由に使えるようになっていきます。

また、この創作館の運営は、創作館運営委員会によって行われ、管理は、老人クラブ連合会に委託されておりますので、町内の老人クラブの皆さんが、毎日（日曜、祭日は除く）二人づつ順番に日直をしていただくことになっていきます。

そこで、これからこの創作館で行われるおもな事業をみてみますと、まず、手芸や木工、竹細工、わら細工、陶芸等の各種創作活動、花木、盆栽等の趣味活動、農林水産物の栽培の研究や加工活動、食生活改善等の実習活動、健康づくり活動、地域文化の保存や伝承活動等があげられます。

高齢者創作館平面図



運営委員会では、これらの活動を行うため、高齢者の方がそれぞれに自分の趣味や考えに合わせ、できるだけ多く自由に参加していただくため、色々な事業計画が考えられて

います。なお、創作館の使用につきましては、町内の高齢者の日常生活が主眼におかれていますので、使用毎の許可は受けなくてよいこととなっておりますが、特別の行事を計画し実施する場合は、予め館長に申し出ることでなっています。

そして、使用時間は、午前八時三〇分から午後四時までです。高齢者の皆さん、ぜひ立ち寄ってみてください。

ここには、楽しみや喜びがたっぷりつまっています。きつと、心のなごむ、生き生きとした毎日をおくることが出来るようになるでしょう。

選挙の豆知識⑨

選挙費用

▽選挙にはお金がかかりすぎるということ、実は、これが、わが国の政治を一番害しているといえます。まさに「地獄の沙汰もカネ次第」というところでしょうが、一体全体、法規に従った運動をしたらそんなにお金がかかるはずがないのです。▽候補者にしても、本当は余計はお金など使いたくないでしょう。しかし、選挙という土俵で「金」の力が縦横にものをいう限りは、どうしても「カネ、かね、金」ということになりがちです。たとえ、不正であってもよい、お金さえばらまけば当選ということでは、一部の限られた金持ちだけしか立候補できないことになってしまいますね。▽そこで、選挙法では、選挙運動に使ってもよいお金の制限額をきめて、お金の力によって選挙

が支配され、汚され、ゆがめられることを防ごうとしています。▽法定選挙運動費用は、選挙ごとに違いますが、また同じ選挙でも、選挙区の有権者数や定数によっても異なります。候補者たちが、この枠を守れるかどうかは、結局、私たちが有権者の問題なのです。「正直いって法定選挙運動費用だけでも使い切れるものではない。冠婚葬祭などの寄附が少なければ、あの人は話せない、そんな人には投票するな……」ということを選挙人側からいわれますしね、つい札

びらを切らざるを得ませんよ。かつてある候補者側近の人が、こんなことをいったといいますが、こうした選挙に関係のない寄附も、選挙区内の人にとっては全面的に禁止されています。▽選挙運動費用の制限額は、町議会議員について、仮に四月一日現在の有権者で算出して見ますと、四〇六、三〇〇円となります。

郵便局からお知らせ

例年一月一五日に行われておりましたお年玉年賀はがきの抽選を、今年は一月初三日に行いました。

現在賞品の引換えを行っておりますので、郵便局でお早く引換えてください。

引換期間は、八月四日までです。詳しいことは郵便局へおたずねください。

旭川郵便局

昭和54年 お年玉当せん番号

1等	ラジオ付きテレビ	各組	887328
		共通	152253
			274077
2等	ポケットカメラ	A組	055232
		各組共通	下5けた 60172
			下5けた 23887
3等	手紙セット	各組共通	下3けた 764・228
4等	お年玉切手シート	各組共通	下2けた 81・44・13

昭和54年度 県立職業訓練校訓練実施計画

訓練校名	訓練科名	募集定員	訓練の期間	訓練が開始される月
新居浜高校 〒792 新居浜市大生院 1233の2 TEL(0897)43-4123 4124	機械課	10人	1年	4月
	溶接	1回40人	6か月	8月と2月の2回
	構造物鉄工科	20人	1年	4月
	建設科(型枠大工)	1回10人	3か月	7月と10月の2回
	建設科(鉄筋組立)	10人	3か月	7月
	配管科	10人	6か月	5月
	塗装科	10人	3か月	9月
	縫製科	10人	3か月	5月
	染色科	20人	1年	4月
	縫製科	40人	1年	4月
今治高校 〒799-15 今治市桜井団地 4丁目1 TEL(0898)48-0525	配管科	20人	1年	4月
	造園科	10人	3か月	9月
	織機調整科	1回10人	3か月	5月と9月の2回
	建設科(型枠大工)	1回10人	3か月	5月と9月の2回
	建設科(鉄筋組立)	10人	3か月	9月
	塗装科	10人	3か月	9月
	建築事務科	10人	6か月	4月
	ブロック建築科	30人	1年	4月
	経理事務科	30人	1年	4月
	造園科	10人	3か月	8月
松山専修校 〒790 松山市西垣生2184 TEL(0899)72-0404	配管科	10人	3か月	9月
	塗装科	10人	3か月	7月
	販売科	10人	3か月	5月
	電気工事科	10人	1年	4月
	木工科	20人	1年	4月
	造園科	10人	3か月	8月
	建設科(型枠大工)	1回10人	3か月	7月と10月の2回
	建設科(鉄筋組立)	10人	3か月	6月
	縫製科	10人	3か月	6月
	宇和島専修校 〒798 宇和島市村原ノ前 1712 TEL(0895)22-3410	建設科	10人	3か月
建設科(鉄筋組立)		10人	3か月	6月
縫製科		10人	3か月	6月

県立職業訓練校

入校ごあんない

県立職業訓練校では、現在離職者の方々を対象として、訓練生を募集しています。

みなさんも技能を習得して、新しい職場に再就職しませんか。訓練科目や定員等は次のようになっています。

申し込みは、大洲職業安定所又は県立職業訓練校へしてください。

一、訓練生の特典等
 〇 授業料、実習費は無料です。
 二、訓練受講中は、雇用保険を受給している方には雇用保険が継続して支給され、その他の方は手当(月額六五、〇〇〇円)が支給されます。

三、遠隔地の方のためには、各職業訓練校とも寄宿舎があります。

四月は「河川美化月間」

「川」という言葉から、どんなイメージを浮かべますか。満々と水をたたえ悠々と流れる川、また最近では、ともすれば汚れてきたない川を想像されるかも知れません。

川は私たちの生活にはなくてはならない大切なものです。大量の雨水を安全に流下させて水害を防ぐことはもとより飲料水、工業用水、農業用水として必要な水を供給するなど、昔から計り知れない恩恵を受けてます。

舗装工事進む藤之原線

昭和四十三年度、第一次農業構造改善事業で新設した藤之原農道も満十年を迎えました。

農道の舗装、大駄場線の舗装と、予子林地区でもかなり舗装が進められている今日、藤之原に於いては、非補助土地改良事業で舗装工事に着手しました。

工事延長四八〇メートル、請負工事費五六〇万円で、東亜道路の手によって、一月八日工事に着手、この程完成しました。

残りの工事については五十四年度に新農構事業で引き続き、舗装工事を進めて行きます。

地形も良く、田畑にかこまれ

また、魚とり、川遊び、川べりでの草花つみ、昆虫採集など自然に親しむ場を提供してくれるほか、河川敷や堤防の土手を利用して作られる広場では、スポーツが楽しめるなど、憩いの場所としても私たちの生活には欠かせないようになりました。

この「母なる川」を汚すことは、すなわち私たちの生活自体を汚すことにつながるのです。私たちの生活に潤いを与えてくれる水と緑のオーブンスペーは、なんとしても私たち自身の手で守り抜きたいものです。

「生活の川」であり「憩いの川」でもある河川を大切にしまきよう。ゴミや空きかんを捨てるのは、やめましょう。



舗装された藤之原線

一口医学

声がかれたら

かぜにひき続き起こったものは急性喉頭炎のことが多く、まず、かぜを治すことです。

声をなるべく使わないようにすることが大切で、安静と保温に努め、室内は蒸気を立てて湿度を高めてください。

急性喉頭炎を繰返したり、声の酷史、たばこの吸いすぎ、ほこりの吸引などで、慢性喉頭炎になると声が次第にかれ、治すのも大変です。

治療を受けながら丹念にうがいをつけ、たばこを慎むようにしましょう。

中年すぎの人で声がかれが一、二カ月も治らなければ、一応喉頭ガンを疑って精密検査を受けたいものです。

歌手や仕事上大声を出す人の声がかれば、声帯ポリープも考えられます。

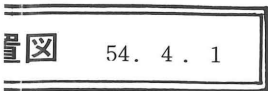
軽いものならしばらく声を使わなければよくなることもありますが、仕事に差し障るときは切除するとい。

これはそのままおいてもガンになることはありません。

男の子で十三・四才になって声がかかるようになるのは、いわゆる声変りの生理現象として起るもので三・六カ月でよくなります。

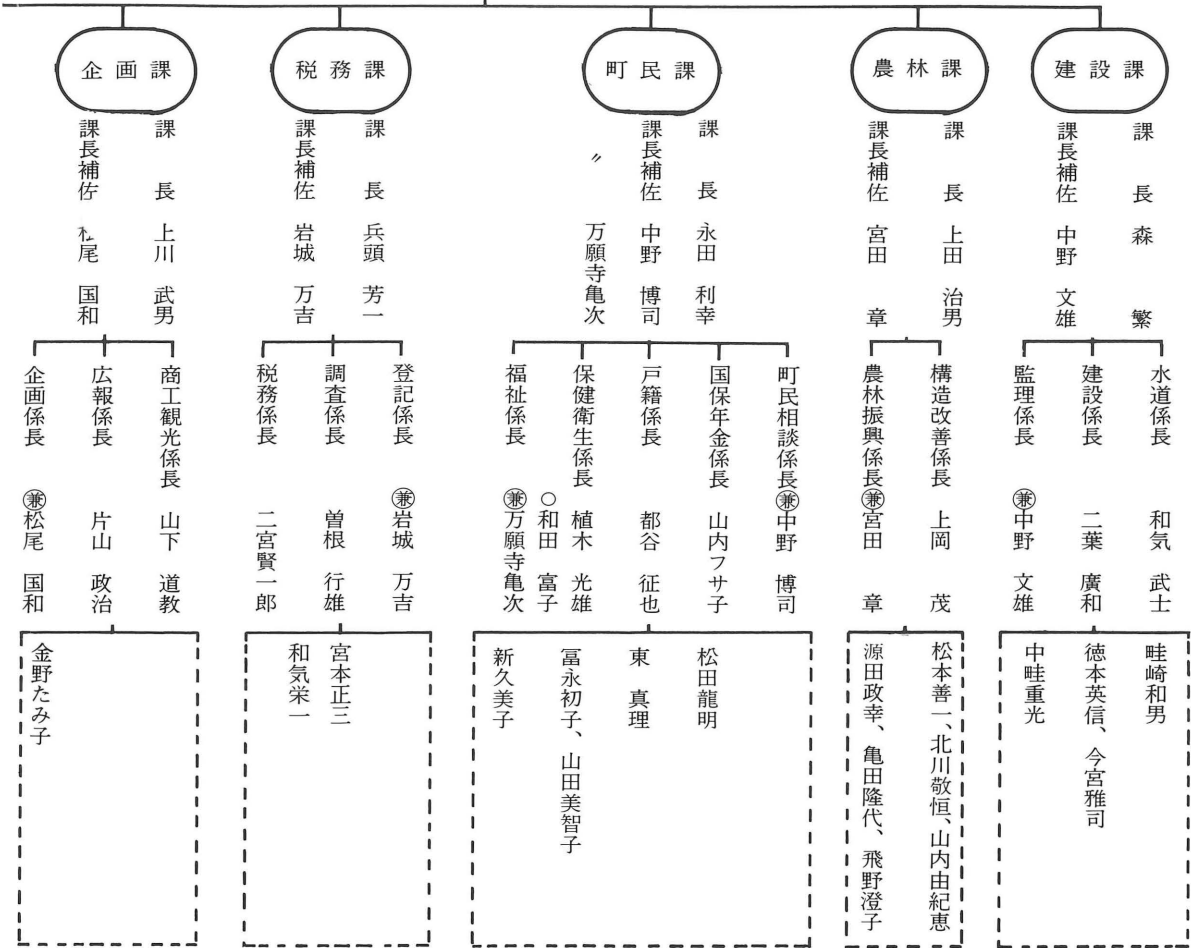
無理に声を使うことを避けるぐらいで心配はいりません。

54. 4. 1



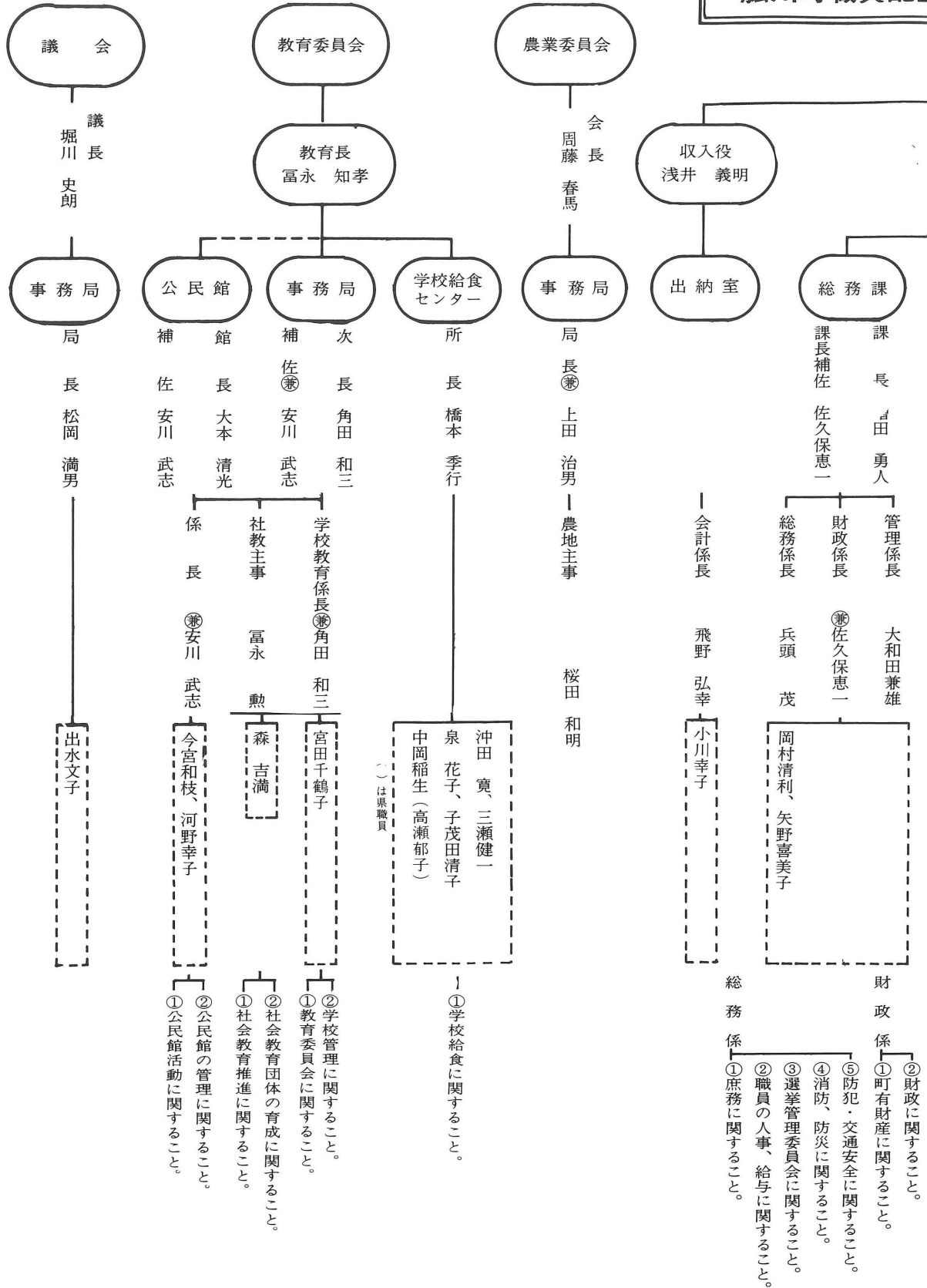
町長 大野 和
 助役 尾下林太郎

※○印は係長級



- 水道係
 - ①上、下水道に関する事。
 - ②河川に関する事。
 - ③建築に関する事。
- 建設係
 - ①道路、橋梁の新設改良に関する事。
 - ②火薬の取扱いに関する事。
- 監理係
 - ①町道の維持管理に関する事。
 - ②農林道の新設改良に関する事。
 - ③土地改良に関する事。
 - ④農林構に関する事。
- 構造改善係
 - ①農林業の振興に関する事。
- 農林振興係
 - ①戸籍及び住民基本台帳に関する事。
 - ②保健衛生に関する事。
 - ③国保に関する事。
- 戸籍係
 - ①国民年金に関する事。
 - ②福祉に関する事。
 - ③広聴に関する事。
 - ④町民相談に関する事。
 - ⑤窓口事務に関する事。
- 町民相談係
 - ①町有地の登記に関する事。
 - ②国土調査に関する事。
 - ③土地台帳等の保管に関する事。
 - ④固定資産の評価に関する事。
 - ⑤税の賦課徴収に関する事。
 - ⑥商工観光に関する事。
 - ⑦統計に関する事。
 - ⑧広報に関する事。
 - ⑨用地に関する事。
 - ⑩地域振興事業に関する事。
 - ⑪町民運動に関する事。
 - ⑫町行政の企画に関する事。
 - ⑬町車の管理に関する事。

肱川町職員配置



業の確立

大野町長の新年度施政

肱川町三月定例議会は、三月十二日開会され、会期六日間、人事案件一件に同意し、条例案件など二十件と予算案件十件を原案どおり可決した。

宇和川地区からの陳情一件は、いずれも採択することになった。行政事務に対する一般質問は、四人の議員が行い、町長がこれに答えた。

なお、開会日に、宇和川の婦人会幹部の方と、町内の有志の方が、最終日には、中野小学校の児童諸君多数の傍聴があった。議決した主な案件、一般質問などの概要は、それぞれ次のとおりである。

町長の

町政推進の方針

新年度を迎える三月町議会において、施政方針を述べたい。行政をとりまく状況は厳しく、財政硬直化の度合も強まり、自治体本来の任務役割りは不変であるが、その対応には十分な配慮が必要と思っている。

近年行政依存の傾向が指摘されているようであるが、我々は「自から道を拓く」気概をもって、困難を克服していかねばならないと考えている。

一、産業の振興

従来から努力しているが、来年度は新規に新農業構造改善事業として、土地基盤整備、施設の近代化、地域環境整備など第一年度事業を、二億七百万円余りで行う。

また今年度に引き続いて、地域農政特別対策事業等によって、生産条件の整備をはかっていく。このほか厳しい農政の中で、

肱川の農業は如何にあるべきか、何を作るべきか、新しい農業の姿を求め形づくりに努めなければならない。

そのために農業生産組織の整備や、関係機関団体を中心にして調査研究を行い、肱川型農業を確立していきたい。

幸い野菜作りなど新しい方向も生まれつつあり、町単独の価格補填の方策も講じているが、経済生産団体との相互関係の連けいを密にしていこう。

林業の今日は、誠に憂慮すべき現状にあり、国の抜本的対策を望み要望しているが、本年度六千八百万円の事業費をもって間伐促進、県単林道、推茸生産対策などの事業を実施してきたが、来年度も同様に行っていきたい。

国では森林総合整備事業を新規政策として打出しているが、この事業の受入れ準備を行い、第三次林業構造改善に取組んでいきたい。



大野町長が施政方針を述べている様子

商工業にとつて、人口の減、交通事情の変化が大きく影響しているが、第一次産業の振興が商工業の発展につながることは疑いない。

企業誘致などによる新しい事態を生み出す努力もし、町づくりや観光開発計画を立てて、商工業振興の裏づけとしたい。

二、福祉の向上

すべてが福祉につながり、福祉の充実が住民の念願である。社会状況の変ばうは、私達の心や生活に大きな影響を与え、いろいろの問題を投げかけている。

現在「福祉計画」づくりをしており、近くご検討を願うことにしている。

健康を守る活動、社会的弱者対策、在宅福祉活動などを中心にして、福祉はカネでなく心であり、モノでなく人であり、与えられる福祉でなく、築く福祉でありたいと思っている。

皆んなで実践する地域福祉活動でなくてはならない。

四月から保健婦を一名増員するし、また南海放送などのご厚意によって、入浴乾燥車の寄贈を受けたので、これを利用して在宅者の福祉活動を更に強化して、健康で明るい町づくりに邁進していきたい。

三、環境の整備改善

本年度は二億二千万円余りの工費をかけて、中央地区と森地区の水道事業を実施中で、近完成の運びになってきたが、近年気象や地理的な要因もあって、町内各地域で水不足に悩んでいる。

次年度に全町的な水道計画を立て、対応していきたい。

宅地造成は、当町の発展に大きな係りがあり、早急に取り組みたいと思っているが、適地を得ることが非常に難しく、宅地のみならず、公共施設、公共事業の用地確保についても、町民各位のご協力を切にお願いしたい。

道路は生活の基幹であって、国道の改良は二年目に入るので事業費の大幅な増加を期待して

いる。

また県の代行路線、公共土木、河川、砂防などの各事業も、例年に準じて実施される予定である。

県道、河川の県単事業は、二十一カ所、一億六千万円の事業を要望している。

過疎林道をはじめ道路開設の事業は、九路線で延長は一万余、事業費二億七千万円を当てることにしている。

道路舗装は、近年一万余りの事業を実施してきたが、新年度は新農構事業も始まるので、町単コンクリート舗装を含めると、一万七千二百の事業量で、事業費は一億九千四百万円となる。

町道の改良は、五路線で延長八百二十、四千万円の事業費を見込んでいる。

四、消防、交通安全対策

住民の生命と財産を守るのは、自治体に課せられた最大の役割りである。

新年度の重要施策として、常備消防体制を整えるため、大洲喜多広域消防事務組合に加入して、消防、救急業務を強化すると共に、非常備消防施設の整備、交通安全対策に努力していきたい。

五、肱川の未来を担う人づくり

過疎化に伴い教育上多くの課題がある。

目下教育委員会において、教育基本計画を策定中であるが、

農川型農

3月議会で明らかにした

九・二%となっている。

町財政は、新年度から新農業構造改善事業など、特殊な事業もあつて、かつてない大型予算となつてはいるが、物件費などは極力抑え、有利な起債を借るよう努め、健全なる財政運営の維持をはかりたい。

七、推進体制

四月一日付で役場の機構を改めて、事務の合理化、能率化をはかり、電算機導入などの検討研究を行いたい。

各種機関団体との連絡提携については、更に協調を深めたい。広報広聴活動を充実し、町民各位のご理解とご協力をいただいて、強力に町政の推進をはかつてまいりたい。

一般質問のあらまし

〇県の地域主義について

問 県政に関して白石知事は、地域主義政策を重要視した三つの目標を示し、八つの公約をあげて、第三の生活福祉県政がスタートした。

県の新年度予算にもこれに関連するものが組まれており、県の施策に対して地域住民は大きな期待を抱いているが、これらの政策が町政のなかでどう反映され、住民の生活に浸透していくために、町長はどう対応されるのか。

また県から町への委譲事務が増大すると思うが、職員の数をふやす必要はないか。

答 国においては田園都市構想定住圏構想が論議され、県においても地域主義が大きな目標となつているが、内容的にはまだ具体化していない。

権限や財源の委譲など少しづつ分権が始まつているが、現時点では対応を明らかにしたり、職員をふやすことは考えていない。

〇部落長会について

問 戦前から続いている部落長会は、定例会が年十回ありその上臨時の会もある。

広報や放送施設がかなり充実してきたので、部落長の仕事の量を減らして、部落長会を半減するように、見直しをし改善されてはどうか。

答 部落長さんには、大変ご迷惑をにかけていることは承知している。

しかしその任務は、行政事務の補助機関と、部落や地区の自治活動の二つの役割がある。部落長会は当町の伝統ある組織で、誇りにも思つているのでこれを大事にして従来どおり続けていきたい。

〇役場の隔週々休二日制について

問 先にこの制度（役場職員は土曜に交替で半数づつ一日中執務している。このことよって土曜の午後も仕事をしているの

で、町民へのサービス向上をねらいとして、昭和四七年四月から実施している。）は役場だけが行って、町内の他の団体

は実施していないため、当初予期していた程効果は挙がついていないと思う。

それと土曜は役場職員の半数が休んでいるため、用事も済まないこともある。この際元へ戻して土曜は半ドンにしてはと一般質問をしたが、聞くところでは町の職員も、賛成のようであるかどうか。



熱心に傍聴する婦人会のみなさん

答 土曜に役場へ来られる人の状況や、職員の意向調査もした

が、住民皆様は、土曜の午後も仕事をしていることを知つておられ、かなり定着していると思つている。中央において労働条件の改善が論議されている時でもあり、今暫らく様子を見て決着をつけたい。

〇新設機関などの活動状況について

問 町長は就任以来、町政懇話会、農林業対策会議、産業研究調査員、商工観光推進会議、部落訪問などの機関を設置された

り、制度を設けられたが、これらの活動状況を具体的に議会へ報告がない、それらに関して伺いたい。

答 町政懇話会、農林業対策会議は、従来からあつた組織を改変したもので新設したのではない。町政懇話会は、年四回町内機関団体のトップが集り、意志の疎通をはかり、それなりの効果を挙げてはいる。

農林業対策会議は、農林業の振興の立案と新農構推進会議を兼ね、その役割りを充分果している。

産業研究調査員は十人にお願いし、一カ月に一回会議を開いて、当面は土産品作り、郷土料理の開発、特殊農林産物の生産振興を目標にして、調査検討を行っている。

商工観光推進会議は、過去に町と商工業者が結びつく組織がなかつたので、新設したものであるが、会議はすでに六回開催している。

町長の部落訪問は、すでに二十一部落の訪問を終えたが、町長が四年に一回立竹部落を廻ることも、非常に意義があるものと思つている。

〇町長への手紙について

問 広聴活動の一環として、町長への手紙の制度を設けて、町民の意見や要望を蒐集されて、すでに二年を経過したが、その内容とこれらを行行政にどう生かしているのか。

答 町民の気持を察知する一万

法として、町長への手紙を始め、議員と役員職員を除いてお願いしている。

一年間の実績は、昭和五十二年八月の広報に載せているが、回答率は二二%である。

各般に亘つての意見要望があるが、即時に処理できるものは対応し、将来のことになるものは、町の考え方や計画などお知らせして、町政への理解を得るよう努めている。

○税金の均等徴収について

問 以前の一般質問で、税金を毎月均等に納めるようにすると、住民は大変助かるので、徴収方法の改善を要望したが、どのように対処されるのか。

答 納税がしやすいようにすることは当然である。

固定資産税、町県民税、国民健康保険税の三税は、毎月均等に納めるようにしたいと考えているが、滞納や移動の場合問題があるので、もう少し検討する期間がとりたい。

とりあえず、国民健康保険税は、現在年六回にしているのを、来年度からは五月から一月までの十回に分けて、徴収することにした。

○五十崎町母子センターの廃止について

問 このセンターが近く廃止になると聞いた。

今後利用しようとしていた人にとって、大変困ったことだと

思っている。病院などと比較すると経費も少なく好評であったが、これらの人に対して特別な配慮をされるのか。

答 五十崎町では三月末で母子センターを廃止される。その理由は、利用者が激減したのと助産婦が老齢になられ、後継者がいないためと聞いている。

当町からも今までかなりの人が利用してきたが、本年度においては、五二人の妊産婦中五人がセンターを利用したに過ぎない。

町としては、現在の利用状況から判断して、代替えになる特別な配慮はしないが、新年度から保健婦を増員して、妊婦の健康管理の指導に努めると共に、国民健康保険の助産費(八万円)を、昭和五十四年度中に増額する方向で検討している。

○農業共済事業について

問 水田再編対策(米の減反)が推進されている時、強制的に水稲共済に加入させるのは、矛盾していると思う。廃止若しくは任意制にすべきと考えるが、町長は国県へ強く要望もしようし、努力されたい。

答 農業災害補償法により水田一〇アール以上を耕作していると、強制加入になっている。事業は喜多農業共済組合が行っているが、町の考えでどうするかという訳にはいかない。

新年度から、病中書事故除外が適用になるので、共同防除、

災害補償の強化が講じられるし、農業の再生産の補償制度であり今後とも、協力をお願いしたい。

○県道脇川公園線の改良について

問 この路線は、五十崎町側より改良しているが、町長も意欲をもって関係方面へ働きかけをして敬意を表する。五五年高校総体の関連もあり更に努力されたい、また今後の見通しはどうか。



3年生が傍聴する中野小学校のモロを夕

答 脇川工区の設定を県へ強く要望しているが、県の方針では、地区に併列して道路がある場合一線を整備して一線は後廻しにしている。

現在国道改良が行なわれているので、脇川公園線の工事は遅れる。隣接市町村が一本となつて、内子一鳥首間の道路整備を陳情している段階であり、ご了承願いたい。

○道野尾一鳥首間の架橋について

問 以前に地元から陳情があり、現地調査もされたと聞いている。なお町長に問うたことがあるが、その折は鹿野川大橋が優先するので、この橋の完成後に考えたいとのことであった。この地点は国県町道の分岐点であり、いま話題になっている工場誘致、住宅団地、地域開発に關係するところで、これらを総合的に考えると、この橋の架橋は誠に重要であり早急に取組んでもらいたい。

答 昭和四十八年に地元から陳情がなされ、当時もそれなりの努力をしたと思うが、橋を架けると、経済効果、利用度など十項目の採択要件があつて実現できなかった。

しかしその後状況も変つていたので、これから架橋への気運を高め努力していきたい。

問 国や県へ相談したり、要望していたのでは、いつ架橋になるか分からない。とりあえず町道として流橋を架け、将来大橋に架け替えるようにしてはどうか。

答 県では潜水橋や流橋の新設は許可しない。町道でやるにしても、本格的な橋になるので、充分検討することにした。

○水道事業について

問 中央、森地区の水道工事がほぼ完成し、四月から安定して

給水ができ、また消火栓も併設している。住民の生命財産を守る上からも喜ばしい。

しかし他の地域では、異常気象の影響で昨年は水不足に悩み、時間給水、学校への水筒持参、入浴洗濯もできなかった。万一火災のときはどうなるのか、深刻な事態が続いた。(正山地区では、PTA役員が学校及び教員住宅へ水の運搬をした資料を配付しているので参考にされたい。)

ついでに、町内全域へ安定的に給水ができ、住みよい環境を作っていくのは、行政の責務と、思うがその対応を伺いたい。

答 生活用水の確保は、快適な生活をする基本であつて重視している。昭和五十四年度において中央、森地区以外の地域の地形、水利等を調査検討して、全町的な水道計画を立て、昭和五十五年度から緊急度の高い地域から、順次事業を実施する方針である。

議決した

議案のあらまし

○固定資産評価審査委員会委員の選任

見の越部落の富永寅幸氏の任期満了によるものであったが、再任することに同意した。

○報酬及び費用弁償などの条例の改正



3月定例会議 (理事者側)

特別職並びに議会議員の報酬は、四月一日より引き上げることになったが、その額は河辺村と同額かそれ以下になっている。

町長 月額 三九万円
助役 月額 三四万三千元
収入役 月額 三十一万九千元
教育長 月額 二九万円
議長 月額 二九万円
副議長 月額 八万八千元
議員 月額 七万五千元

このほか、教育委員会、農業委員会、民生委員会、選挙管理委員会の委員や、監査委員、公民館関係者、消防団員、その他役職者の報酬、手当についてもそれぞれ引き上げられた。

○高齢者創作館設置条例
高齢者の生きがい創造し、連帯を深め、健康の増進をはか

るため、旧役場跡へ施設が設置されるが、この建物の管理運営を定めるもの。
なお、この施設は四月中旬頃から利用できる見込み。

○簡易水道事業給水条例の改正
鹿野川地区の簡易水道の区域が拡大されたので、区域の変更と、水道料金が四月分から次のようになる。

現行、基本料金は五トンまで三百円、超過料金一トンにつき四五円(大駄場は五十円)が、改正：基本料金は五トンまで五百五十円、超過料金一トンにつき六五円になる。

○国民健康保険財政調整基金
国民健康保険事業の円滑な運営のため、財政調整基金を設けるものである。

○課設置条例の改正
現在の六課一室を、四月一日から、総務課、企画課、税務課、町民課、農林課、建設課の六課とする。

○学校給食センター使用条例の改正
学校給食料金の改正である。現行一食当り、中学生一五〇円を一六〇円に、小学生一四〇円を一五〇円とし、月額概算は中学生二、四〇〇円を二、六〇〇円に、小学生二、二〇〇円

を二、四〇〇円に四月一日から改めることになる。

○中小企業振興資金融資基金
条例の改正
中小企業育成振興のため基金を設けているが、その額を二百万円から二百五十万円に増額する。

なおこの条例に関連して、個人、法人の資金貸付額は、百万円の限度になった。

○町道路線の認定
道路の新設、延長、改良などの施工によって、町道六線と林道六線の認定をした。

○大洲地区広域消防事務組合への加入

昭和53年度各会計の予算規模 (単位：千円)

会計	事項	既定額	3月補正	総額
一般会計		999,000	△ 1,000	998,000
特別会計	国保会計	199,513	△ 14,468	185,045
	水道会計	230,900	△ 2,394	228,506
	給食会計	35,430	0	35,430
	車輛会計	8,394	0	8,394
	住宅会計	8,844	△ 186	8,658
	計	483,081	△ 17,048	466,033
合計		1,482,081	△ 18,048	1,464,033

正副議長へ 地方自治功労賞

四国地区町村議会議長会長から、地方自治功労者として、町議会の堀川議長(当選五回)、岩田副議長(当選六回)の両氏が表彰を受けられ、このほど表彰状などの伝達が議場で行なわれた。
両氏に対し、心から敬意と祝意を表します。



総務委員長から伝達を受ける正副議長

常備消防に関する事務を共同処理するため、四月一日からの組合へ加入する。
河辺村も加入し、この組合の川上支所が設けられる。

○昭和五十三年度補正予算

- (1) 一般会計
農業振興費二四二万円、林業振興費二四三万円などを補正し、計数整理をした結果、一〇〇万円減額の予算となった。
- (2) 国民健康保険特別会計
財政調整基金積立金一千万円を計上するなどし、整理した結果一千四百万円余りの減額予算となる。
- (3) 簡易水道特別会計
計数整理し、二四〇万円余りの減額予算となった。
- (4) 住宅新築資金等貸付特別会計
一八万六千円の減額予算となった。

○昭和五十四年度予算

- (1) 一般会計
予算総額十一億四千九百万円
 - (2) 国民健康保険特別会計
予算総額一億九千万円
 - (3) 簡易水道特別会計
予算総額一千六百万円
 - (4) 学校給食センター特別会計
予算総額三千五百六十万円
 - (5) 車輛等運営特別会計
予算総額八百九十万円
 - (6) 住宅新築資金等貸付特別会計
予算総額四十七万一千円
- 陳情事項
(1) 宇和川地区簡易水道の整備について
(2) 道野尾橋(仮称)の架橋について
宇和川地区の部落長十一名の連署による二つの陳情があった。いずれも事業促進を要望する主旨のもの。

税務課を新たに設置

四月一日から新組織に

地籍調査が昭和五十三年度をもって概ね終了したことや、新農構事業が本格的に動き始めたこと、又、この度完成した中央簡易水道の管理強化等のため、役場の組織が大巾に変わりました。

主任制度も係長制に改められました。
四月一日の組織の改革に伴って、二九人の人事異動が行われました。

異動後の職員配置、事務分担については、別図(六、七ページ)をご覧ください。

課長異動

従来建設課で担当していた農業土木を新農構と合せて、新しく出来た農林課の構造改善係が担当することになりました。

又、それに伴って商工観光係が企画課へ移り、建設課に新しく水道係がつくられました。

企画課長(建設課長) 上川武男、
税務課長(国土調査課長) 兵頭芳一、
農林課長(産業開発課長) 上田治男、
建設課長(企画広報課長) 森 繁

自分の首をしめる

不法運転手

春の全国交通安全運動5/11〜5/20

しゃくなげが咲き、つつじが咲く、連休ももうすぐと、正に春たけなわ、行楽の季節です。

心も浮き、自然とハンドルも軽くなります。

春風の中、スピードもついつい六〇キロ、その時、目の前にお巡りさんの姿。しまった、と思ったがもう遅い、制限四〇キロだから二十キロオーバー、アー、何んでこんな所に制限を設けるんや!

五六号線を走っているとやたらに速度制限、追越禁止が目

つ、三年前にはこれ程無かったはずだが、必要以上に設けられたように感じる。
しかし、対向車を無視して追越したり、スピードを出し過ぎてカーブを曲がりきれずに事故を起こした結果がこうして速度制限になり、追越し禁止につながっているのです。
そうした不法運転手のために善良な運転手が被害(?)にあっているのです。
町内でも飲酒運転、スピード違反等でもつかまらなければ違

反ではないと誤った考えの者があるのでないかと思われま

自分の手で、自分の首を締めよう。違反のない、事故のない行楽期にしたいものです。

肱川にも常備消防が

四月一日発足

大洲広域消防事務組合への加入は、予ねてより計画中でありましたが四月一日付で加入が認められ、いよいよ当町にも常備消防が発足することになりました。

しかし、発足はしても、消防庁舎の建設、隊員の訓練等本格的に活動するのは十月一日からになります。

肱川町観光協会では、県立自然公園を舞台に咲き次ぐサクラ、シヤクナゲ、ツツジ

に合わせて、五月六日まで「花まつり」を行って

鹿野川園地と丸山公園の、およそ一万三千本のツツジが、四月下旬頃から咲き始め

今年も親子のど自慢大会

「花まつり」は5月6日まで

この「花まつり」期間中は、次のような行事が予定されていますので、ご家族おそろいで、ぜひお出かけください。

花まつり期間中の行事予定表

月	日	時 間	行 事 名	場 所
4月	21日	10:00~17:00	エビネ展示即売会	肱川分校
	22日	9:00~16:00	〃	〃
	23日~30日	10:00~17:00	〃	保養センター
4月	29日	10:00~16:00	川柳大会	公民館
		13:00~15:00	鎮繩神楽公演	丸山公園
5月	3日	10:00~15:00	お茶会	〃
		13:00~16:00	親子のど自慢大会	鹿野川園地

◆心配ごと相談◆ “お気軽に相談所へ”

◎相談時間
各相談日とも9時~16時

◎相談場所
町公民館心配ごと相談室
(肱川町社会福祉協議会)

相談日	担当相談員
4月25日	山中、楠野
5月5日	藏田、都谷
5月15日	森本、戒野
5月25日	坂本、兵頭

相談員の自宅相談も受け付ます

◎乳児健康相談

とき 五月一日

ところ 一三時~一五時
肱川町公民館

◎人権法律相談

とき 五月一日

ところ 一〇時~一五時
肱川町公民館
人権擁護委員
法務局職員

◎行政相談

とき 五月五日

ところ 九時~一六時
五
肱川町公民館

担当 行政相談委員

お誕生日めでとうございます

小倉 今井繁徳さん
下鹿野川 長男 政利ちゃん
川上富士雄さん
長女 千栄ちゃん

ごめいふくをお祈りいたします

上鹿野川 城戸ミツルさん